

令和4年度・令和5年度 地域経済対策支援策一覽

令和5年8月
苫小牧市

令和4年度

事業名(No.1)	公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業
事業名(No.2)	宿泊割引・宿泊者向け商品券配布事業（とまとま割）
事業名(No.3)	苫小牧市プレミアム付商品券（第3弾）事業
事業名(No.4)	第三者認証取得推奨給付金事業
事業名(No.5)	事業継続支援事業2022
事業名(No.6)	事業継続支援事業2022（第2弾）
事業名(No.7)	貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業

令和5年度

事業名(No.1)	事業継続支援事業2022（第2弾）
事業名(No.2)	貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業

1 令和4年度地域経済対策に係る事業一覧（詳細）

事業名(No.1)	公共交通事業者等燃料価格高騰対策支援事業
目的	市民の日常生活に必要不可欠な公共交通事業者等に対し、急激な燃料価格高騰による影響額の一部を緊急的に支援する。
事業概要	市内に営業所を有する交通事業者を対象とし、事業用車両1台につき市内バス路線を定時運行する事業者に対しては6万5千円、タクシー事業者に対しては3万5千円、自動車運転代行事業者に対しては2万円を支給する。
支援対象	市内に営業所を有する下記事業者 (1)旧苫小牧市営バス路線の移譲を受けて運行する事業者 (2)タクシー事業者 (3)自動車運転代行事業者
担当課	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課
実績	交付決定 26事業者、13,875千円

事業名(No.2)	宿泊割引・宿泊者向け商品券配布事業（とまとま割）
目的	新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ宿泊需要の喚起及び市内飲食店や地元店での消費活動を促し、地域経済活性化を図る。
事業概要	誘客を促進する宿泊割引及び宿泊割引利用者に市内店舗で使える宿泊者向け商品券を提供する。 (1)宿泊割引 10,000泊（1人1泊5,000円以上の宿泊プラン利用で3,000円割引） (2)宿泊者向け商品券（とまチケ）配布 宿泊割引利用者に1人1泊につき2,000円配布
支援対象	市内宿泊施設及び市内宿泊施設への宿泊者、プレミアム付商品券（とまチケ）登録事業者
担当課	産業経済部 産業振興室 観光振興課
実績	宿泊人数：7,624人 【市内：916人/道内（市内除く）：4,285人/道外：2,423人】 宿泊数：9,737泊

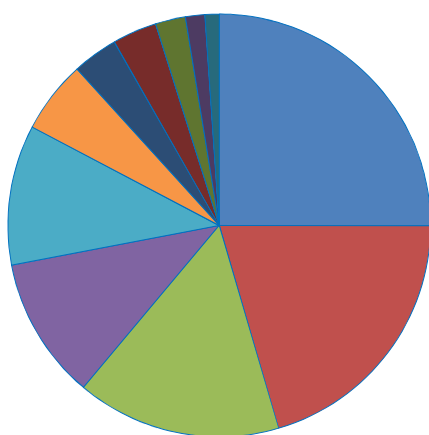
事業名(No.3)	苫小牧市プレミアム付商品券（第3弾）事業
目的	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、落ち込んだ地元における消費の回復及び拡大、地域経済の活性化を目的として、登録店舗で使用できる「一般商品券」を発行する。さらに、大きな影響を受けた飲食店や地元店のみ使用できる「飲食店&地元店応援券（とまちケ）」を発行する。
事業概要	(1)一般商品券 ア 販売額 1冊5,000円（500円12枚つづり） イ プレミアム率 20% (2)飲食店&地元店応援チケット（通称：とまちケ） ア 販売額 1冊5,000円（500円15枚つづり） イ プレミアム率 50%
支援対象	店舗登録要件 (1)市内に店舗を有し、実行委員会から承認された店舗 (2)北海道スタイルを実践する店舗
担当課	産業経済部 緊急経済対策給付金室
実績	(1)換金枚数4,058,704枚、換金率99.51% (2)利用金額2,029,352,000円

事業名(No.4)	第三者認証取得推奨給付金事業
目的	苫小牧市内のすべての飲食店が、「北海道飲食店感染防止対策認証制度（以下「第三者認証制度」という。）」の認証を取得することで、市内飲食店の感染防止対策がしっかり進み、感染拡大のリスクが低いことを市内外にアピールし、安心して多くのお客様に飲食店に訪れてもらうことにより、コロナ禍で大きな影響を受けている市内飲食店の支援に繋げる。 また、第三者認証制度の認証取得により、感染再拡大となった場合でも、市内飲食店が受ける時短営業や酒類提供時間短縮の影響を緩和でき、かつ人数制限も緩和される「北海道飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度」が適用される環境を整える。
事業概要	第三者認証制度の認証を取得した店舗について、1店舗あたり5万円を支給する。 （同一事業者が複数店舗で認証取得をした場合、各店舗分該当）
支援対象	苫小牧市内にある第三者認証制度の認証を取得した店舗 ※店舗規模の大小、主たる事業者の住所、法人・個人は問わない
担当課	産業経済部 緊急経済対策給付金室
実績	交付決定 306店舗、15,300千円

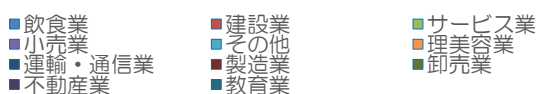
事業名(No.5)	事業継続支援事業2022
目的	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響は、市内中小・小規模事業者の業種業態を問わず幅広く及んでおり、事業を継続するための緊急的な支援を実施することにより、市内中小・小規模事業者の休廃業を防ぐとともに、雇用維持につなげることを目的とする。
事業概要	令和4年4月から令和4年9月までの対象期間のうち、以下のいずれかに該当する事業者に対し、1事業者あたり、10万円を給付する（1事業者につき1申請）。 (1)対象期間のうちのひと月の売上がコロナ禍前の3年間（2019年、2020年、2021年）のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。 (2)対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費がコロナ禍前の3年間のいずれか1年の同月を超え、かつ利益（売上－仕入れ額または経費）が10%以上減少していること。
支援対象	市内に主たる事業所がある中小、小規模事業者 (1)法人 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。定めがない法人の場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 イ 苫小牧市内に本店登記を行っている、もしくは法人税の納税地（本店または主たる事業所の所在地等）が苫小牧市であること。 (2)個人 ア 住所または、所得税の納税地が苫小牧市であること。
担当課	産業経済部 緊急経済対策給付金室
実績	交付決定 1,949事業者、194,900千円

【参考】 業種別割合

事業継続支援事業2022
業種別申請



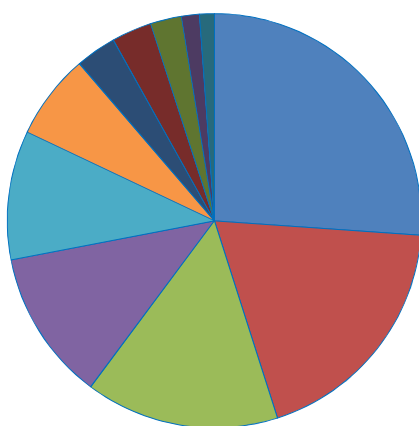
業種	申請件数	割合
飲食業	488	25.0%
建設業	398	20.4%
サービス業	305	15.6%
小売業	212	10.9%
その他	209	10.7%
理美容業	108	5.5%
運輸・通信業	68	3.5%
製造業	66	3.4%
卸売業	45	2.3%
不動産業	29	1.5%
教育業	21	1.1%
合計	1,949	



事業名(No.6)	事業継続支援事業2022（第2弾）
目的	コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響は、市内中小・小規模事業者に業種業態を問わず幅広く及んでおり、事業を継続するための緊急的な支援を実施することにより、市内中小・小規模事業者の休廃業を防ぐとともに、雇用維持につなげることを目的とする。
事業概要	令和4年10月から令和5年1月までの対象期間のうち、以下のいずれかに該当する事業者に対し、1事業者あたり、10万円を給付する（1事業者につき1申請）。 (1)対象期間のうちの一ヶ月の売上がコロナ禍前の4年間（2019年、2020年、2021年、2020年）のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。 (2)対象期間のうちの一ヶ月の仕入れ額または経費がコロナ禍前の4年間のいずれか1年の同月を超え、かつ利益（売上一仕入れ額または経費）が10%以上減少していること。
支援対象	市内に主たる事業所がある中小、小規模事業者 (1)法人 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。定めがない法人の場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 イ 苫小牧市内に本店登記を行っている、もしくは法人税の納税地（本店または主たる事業所の所在地等）が苫小牧市であること。 (2)個人 ア 住所または、所得税の納税地が苫小牧市であること。
担当課	産業経済部 緊急経済対策給付金室
実績	交付決定 1,726事業者、172,600千円

【参考】 業種別割合

事業継続支援事業2022（第2弾）業種別申請




業種	申請件数	割合
飲食業	451	26.1%
建設業	327	18.9%
サービス業	261	15.1%
小売業	203	11.8%
その他	174	10.1%
理美容業	115	6.7%
運輸・通信業	55	3.2%
製造業	54	3.1%
卸売業	42	2.4%
不動産業	24	1.4%
教育業	20	1.2%
合計	1,726	


■飲食業 ■建設業 ■サービス業 ■小売業
■その他 ■理美容業 ■運輸・通信業 ■製造業
■卸売業 ■不動産業 ■教育業

事業名(No.7)	貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業
目的	燃料価格の急激な高騰により厳しい経営状況にある市内の貨物自動車運送事業者に対し、燃料価格高騰対策支援金を交付することにより、事業者の経営に与える影響を緩和する。
事業概要	<p>(1)対象車両 令和4年4月1日時点で有効期間内の自動車検査証がある事業用車両（緑・黒ナンバー） ※被牽引車等の原動機（エンジン）の搭載がない自動車は対象外</p> <p>(2)支給額 ア 大型自動車及び中型自動車（最大積載量3トン以上等） 1台当たり45,000円 イ 普通自動車及び軽自動車（最大積載量3トン未満等） 1台当たり20,000円</p>
支援対象	市内に営業所を有する法人（中小企業等）又は個人事業者で、貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者
担当課	産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課
実績	交付決定 372事業者、161,905千円

2 令和5年度地域経済対策に係る事業一覧（詳細）

三つの柱			事業ページQRコード
I	II	III	
		○	

事業番号No.57	苫小牧市高圧・特別高圧電気料金高騰対策支援事業
目的	電気料金高騰の影響を受けている市内事業者を対象に、電気使用量に応じた支援金を支給し、事業活動の負担軽減を図り、事業継続を支援する。
事業概要	(1)支援対象者 ・市内の事業所で（テナント等を含む）高圧又は特別高圧の電気を使用し、事業活動している法人又は個人事業者 (2)支援金額 ・令和5年4月又は5月分（任意の1か月分）の電気使用量×1.5円 ※1事業者あたり、上限100万円
支援対象	市内に事業所を有する法人又は個人事業者
期 間	申請：令和5年6月1日～令和5年11月30日
担当課	産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課(TEL0144-32-6432) 旭町4丁目5番6号

三つの柱			事業ページQRコード
I	II	III	
		○	

事業番号No.58	事業継続支援事業2023
目的	<p>コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響は、市内中小・小規模事業者の業種業態を問わず幅広く及んでおり、事業を継続するために緊急的な支援を実施することにより、市内中小・小規模事業者の休廃業を防ぐとともに、雇用維持につなげることを目的とする。</p>
事業概要	<p>令和5年4月から令和5年9月までの対象期間のうち、以下のいずれかに該当する事業者に対し、1事業者あたり、10万円を給付する（1事業者につき1申請）。</p> <p>(1) 対象期間のうちの一ヶ月の売上がコロナ禍前の4年間（2019年、2020年、2021年、2022年）のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。</p> <p>(2) 対象期間のうちの一ヶ月の仕入れ額または経費がコロナ禍前の4年間のいずれか1年の同月を超え、かつ利益（売上－仕入れ額または経費）が10%以上減少していること。</p> <p>※1事業者あたり、上限10万円</p>
支援対象	<p>市内に主たる事業所がある中小、小規模事業者</p> <p>(1) 法人 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。定めがない法人の場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 イ 苫小牧市内に本店登記を行っている、もしくは法人税の納税地（本店または主たる事業所の所在地等）が苫小牧市であること。</p> <p>(2) 個人 ア 住所または、所得税の納税地が苫小牧市であること。</p>
期 間	申請：令和5年5月26日～令和5年11月30日
担当課	産業経済部 産業振興室 商業振興課（TEL0144-32-6445） 住所：表町5丁目11番5号 ふれんどビル テナント棟3階